公告 第 U-22 号
令和8年11月12日

公　　告

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処
調達会計部長　黒　木　和　彦

一般競争入札について下記のとおり実施するので、陸上自衛隊が示す入札及び契約心得等関係事項を承諾のうえ参加されたい。

記

1　競争入札に付する事項

(1)　品名等

No.	品名	規格	単位	数量
1	鉄屑	級外	ｋｇ	18,057.50
2	銅屑	雑線被膜付	ｋｇ	3.00

(2)　搬 出 場 所　陸上自衛隊日高分屯地

(3)　搬出引渡期限　代金納付の日から５日以内
（令和９年３月３１日（水）までに搬出）

2　競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1)　予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2)　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

(3)　令和８年度有効の全省庁統一競争参加資格「物品の買受け」の「Ａ」、「Ｂ」又は「Ｃ」の格付を保有し、北海道地域に競争参加資格を有する者であること。

(4)　契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5)　別紙第１「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

3　契約条項等を示す場所

契約条項及び「入札及び契約心得」については、北海道補給処調達会計部に掲示するほか、北海道補給処ホームページにも掲載する。

4　競争入札執行の日時及び場所

(1)　日　時　　令和８年１２月３日（木）１０時００分

(2)　場　所　　陸上自衛隊北海道補給処調達会計部入札室

5　落札決定方法

(1)　総額（税抜き）により決定する。

(2)　予定価格以上の最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
なお、同額の場合は抽選とする。

６　保証金に関する事項

(1)　入札保証金は免除する。

ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従った契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の１００分の５に相当する金額を違約金として徴収する。

(2)　契約保証金は免除する。

ただし、契約者が「入札及び契約心得」に従った契約を履行しない場合は、契約金額の１００分の１０を違約金として徴収する。

７　入札の無効

(1)　第２項に示した競争に参加するために必要な資格のない者がした入札

(2)　入札に関する条件に違反した入札

(3)　入札金額、入札者及び担当者氏名、連絡先の記載がない入札書

(4)　入札開始時刻に遅れたもの、又は郵便入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書

(5)　電話、電報及びＦＡＸによる入札

(6)　暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

８　契約書の作成

落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成し、不用物品売払契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項を付する。

９　現場説明会

(1)　現場説明会は実施しない。

(2)　現場視認

現場視認を希望する者は調整のうえ、令和８年１２月１日（火）１７時００分までの間（土日祝日を除く）において視認すること。

１０　その他

(1)　入札書には、消費税抜きの金額を記載すること。

(2)　郵便入札

ア　郵便による入札を推奨（感染症防止のため）

イ　郵便入札の要領等

(ｱ)　送付先

〒０６１－１３９３　恵庭市西島松３０８

陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課第２契約班

(ｲ)　送付期限

令和８年１２月２日（水）１７時００分（必着）

(ｳ)　送付要領

a　入札書は、「**鉄屑ほか１件**（売払）入札書在中」と朱書された小封筒の中に入れて封印をする。

b　上記ａの入札書が入った小封筒と資格決定通知書（写）を郵送用封筒に入れて配達が証明できる郵便又はメール便にて送付する。

(ｴ)　到着の確認

郵便入札を行う者は発送した後、契約課担当者に到着の確認を行うものとする。

(3)　再度入札

ア　郵便による入札者がいない場合、直ちに実施する。

イ　郵便による入札者がいる場合

(ｱ)　再度入札の実施日時

令和８年１２月７日（月）１４時００分

(ｲ)　郵便入札の要領

a　送付期限

令和８年１２月７日（月）１３時００分（必着）

b　その他の要領

初度の入札と同様

(4)　資格審査結果通知書に関し、本年度初めて当補給処の入札に参加する者又は記載内容に変更のあった者は、当該「写」を入札開始までに提出する。（ＦＡＸ可）

(5)　代表者以外の入札者は、委任状を入札開始までに提出する。

なお、郵便入札の場合も同様とする。

(6)　売払物品の引取り等

ア　売払物品は現状渡しであり、細部仕様は現物優先とする。なお、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わない。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵（かし）等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

イ　売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買請人の責任において処理すること。

ウ　売払物品の引取り、保管、処分等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とすること。

エ　売払物品の処分等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。

(7)　入札当日において駐屯地内は、調達会計部商議室、入札会場及び厚生センター以外への立入は認めない。やむを得ない事情が発生した場合は、事前に担当者に申し出をして了承を得ること。この際、必要に応じ官側は立会する。

なお、駐屯地への入門は、入札開始の概ね３０分前からとし、入札会場には概ね２０分前から入室できる。

(8)　入札に関する問合わせ先
　　〒０６１－１３９３　恵庭市西島松３０８
　　陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課第２契約班　担当：安達
　　電話　０１２３－３６－８６１１（内線５８８６）
(9)　現場視認に関する問い合わせ先
　　〒０５５－２３１４　　北海道沙流郡日高町字千栄７５
　　陸上自衛隊北海道補給処日高弾薬支処　担当：石山
　　電話　０１４５７－６－２２４１（内線２５５）
(10)　公告掲示場所
　ア　掲示板
　　(ｱ)　島松駐屯地
　　(ｲ)　恵庭、千歳、札幌各商工会議所
　イ　北海道補給処ホームページ
　　http//www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html
(11)　公告掲示期間
　　令和８年１１月１２日～令和８年１２月３日

別紙第１

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

１　防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

２　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

３　原則、現に指名停止を受けている者の再委託（再委託の届出によるものを除く）については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

４　第２号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1)　資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号及び会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第３条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和１４年法律第１５４号）第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア　親会社（会社法第２条４号及び会社法施行規則第３条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2)　人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア　一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役員、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3)　(1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合